提出書類確認シート

特別事情具申手続に係る提出書類を準備する際にご活用ください。

＜特別事情１＞
親権者又は未成年後見人以外の者が、未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合

チェック

１．高等学校入学志願者の保護者届 第１号様式（の２） 選抜要項ｐ74 ☐

チェック

２．在学（出身）中学校長の副申書 選抜要項ｐ75 ☐

・在学期間中、保護者となる者が監護及び教育を行う正当な理由が記載されていること。

チェック

３．保護者となる者と志願者の続柄が確認できる資料 ☐

・（例）住民票記載事項証明書（続柄の記載があること。）

チェック

４．親権者又は未成年後見人がある場合はその同意書 選抜要項ｐ76 ☐

チェック

５．その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料 ☐

高校改革推進室もしくは手続予定の教育局へご連絡ください。
ご事情に応じて、必要資料等をご案内いたします。

■ 必要となる資料の一例

書類（例）	・特別事情２「転居先住所又は生活の本拠（府内の住所）」を確認できる資料 保護者となる者の住所が、従前の保護者の住所と異なる場合に必要。

提出書類確認シート

特別事情具申手続に係る提出書類を準備する際にご活用ください。

＜特別事情２＞　転居等により、住所の届出を要する場合

チェック

１．高等学校入学志願者の住所に関する届　第２号様式（の２）または副申書 ☐

ご事情に応じて、書類をご準備ください。

■ 保護者と志願者が“京都府内へ転居”又は、“京都府内で公立高校の通学区域を越えて転居”する場合

⇒　高等学校入学志願者の住所に関する届　第２号様式（の２）選抜要項ｐ77

■ 単身赴任等により京都府内に居住する保護者の住居へ志願者が転居する場合

⇒　副申書　選抜要項ｐ78

※当該学科等の通学区域内の転居であっても、志願校の本来の通学区域と調整の対象となる（合格者に制限がある）通学区域にまたがって転居する場合は、手続が必要です。

（例）「京都市から宇治市に転居する者が、城南菱創高校（普通科）を志願する」場合

（例）「亀岡市から京都市に転居する者が、堀川高校（探究学科群）を志願する」場合

（例）「京都市から亀岡市に転居する者が、嵯峨野高校（京都こすもす科）を志願する」場合

チェック

２．転居先住所又は生活の本拠（府内の住所）を確認できる資料 ☐

ご事情に応じて、書類をご準備ください。

■ 持家に転居する場合

※持家の所有状況によって必要な書類が異なります。

ａ．所有者は保護者１名のみ　→①～③のいずれか１つ

ｂ．所有者が親戚・知人等の場合や複数いる場合→①～③のいずれか１つ＋所有者全員分の⑧

■ 家屋を新築又は購入し転居する場合

※家屋の所有状況によって必要な書類が異なります。

ｃ．所有者は保護者１名のみ　→④又は⑤

ｄ．所有者が親戚・知人等の場合や複数いる場合　→④又は⑤＋所有者全員分の⑧

■ 借家に転居する場合

※契約状況によって必要な書類が異なります。

ｅ．借主（契約者）は保護者１名のみ　→⑥

ｆ．借主（契約者）が親戚・知人等の場合や複数いる場合　→⑥＋契約者全員分の⑧

■ 社宅等に転居する場合　→⑦

書類（例）	① 家屋に係る固定資産税納税通知書と課税明細書（写） ・当該年度に発行されていること。 ・所有者全員の氏名が確認できること。 （所有者が複数人の場合、家屋に係る固定資産税納税通知書と課税明細書には所有者全員の氏名が記載されていない場合があります。所有者全員の氏名が確認できる資料をご準備ください。） ② 家屋に係る評価証明書（写） ・当該年度に発行されていること。

	・所有者全員の氏名が確認できること。 ③ 建物に係る登記事項証明書（写） ・当該年度に発行されていること。 ・所有者全員の氏名が確認できること。 ④ 家屋に係る売買契約書（写） ・入学日までに引渡しがされることがわかること。 ・契約日及び押印があること。 ⑤ 建設工事請負契約書（写） ・入学日までに完成・引渡しがされることがわかること。 ・契約日及び押印があること。 ⑥ 賃貸契約書（写） ・入学日までに入居することがわかること。 ・契約日及び押印があること。 ・入居者名に保護者及び志願者氏名の記載があること。 ※記載がない場合は、貸主の同意書（⑧）が必要。 ・借主（契約者）が保護者でない場合、借主全員分の同意書（⑧）が必要。 ・賃貸契約期間が入学日までに満了し、更新契約をする場合は更新契約書を併せて提出すること。 ⑦ 社宅入居証明書 ・入居（予定）年月日、入居先住所、入居者全員の氏名が記載されていること。 ・勤務先代表者（所属長）印があること。 ⑧ 同意書　選抜要項ｐ79 ※「持家に転居」又は、「家屋を新築又は購入し転居」の場合 ・所有者全員の同意書があること。（届出に記載の保護者を除く。） ※「借家に転居」の場合 ・借主（契約者）が保護者でない場合、借主全員分の同意書が必要。 ・入居者名に保護者及び志願者氏名の記載がない場合、貸主の同意書が必要。

チェック

3．その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料 ☐

高校改革推進室もしくは手続予定の教育局へご連絡ください。
ご事情に応じて、必要資料等をご案内いたします。

チェック

4．郵送時の注意点 ☐

・日本国内からの簡易書留によるものとし、封筒に特別事情具申関係書類在中と朱書すること。
・出願書類等の提出先（選抜要項ｐ2参照）が京都府立高校の場合は［A］、京都市立高校の場合は［B］の住所に郵送すること。

［A］〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町　京都府庁第３号館４階　高校改革推進室

［B］〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地　京都市教育委員会学校指導課

提出書類確認シート

特別事情具申手続に係る提出書類を準備する際にご活用ください。

特別事情３　通学区域外就学のため許可申請を要する場合

チェック

１．通学区域外の就学許可申請書　第３号様式（の２）　選抜要項 p80　☐

チェック

２．通学が著しく困難であること、又は教育上特別の事情があることを証明又は具体的に説明する資料
その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料　☐

高校改革推進室もしくは手続予定の教育局へご連絡ください。
ご事情に応じて、必要資料等をご案内いたします。

■ 必要となる資料の一例

書類（例）	・地図 ・近辺高校までの経路図 事情や志願される高校により必要な書類が異なる。
	・障害者手帳（写） 聴覚障害のある方で、通学区域外から府立山城高校普通科を志願される場合に必要。
	・特別事情１又は２の添付資料 海外から京都府内に転居される方で、通学区域外から海外勤務者帰国子女特別入学者選抜に出願される場合に必要。

提出書類確認シート

特別事情具申手続に係る提出書類を準備する際にご活用ください。

特別事情４　府外居住者が入学志願するため許可申請を要する場合

チェック

１．府外居住者の高等学校就学許可申請書 第４号様式（の２）選抜要項 p81 ☐

チェック

２．通学が著しく困難であること、又は特別の事情があることを証明又は具体的に説明する資料
その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料 ☐

高校改革推進室もしくは手続予定の教育局へご連絡ください。
ご事情に応じて、必要資料等をご案内いたします。

■ 必要となる資料の一例

書類（例）	・地図 ・近辺高校までの経路図 事情や志願される高校により必要な書類が異なる。
	・在住都道府県の同学科の教育課程や学校案内 在住都道府県の高校に学びたい教育内容・教育課程がない場合に必要。

チェック

３．郵送時の注意点 ☐

・日本国内からの簡易書留によるものとし、封筒に特別事情具申関係書類在中と朱書すること。
・出願書類等の提出先（選抜要項 p２参照）が京都府立高校の場合は［A］、京都市立高校の場合は［B］の住所に郵送すること。

［A］〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町　京都府庁第３号館４階　高校改革推進室

［B］〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地　京都市教育委員会学校指導課